



- (註)
- (1) 副会長は定款では5名以内となっている。
  - (2) 常任役員会は会長、副会長、理事長、常任理事及び監事をもって構成
  - (3) 常任理事会は理事長、常任理事及び監事をもって構成
  - (4) 役員は全員非常勤である。